

大崎上島町 過疎地域持続的発展計画

2021(令和3)年9月

2022(令和4)年12月

2023(令和5)年3月

広島県豊田郡大崎上島町

目 次

1 基本的な事項	
(1) 町の概況	1
ア 諸条件の概要	1
①自然的条件	1
②歴史的条件	1
③社会的条件	1
④経済的条件	2
イ 過疎の状況	2
①人口の動向	2
②これまでの対策	3
③現状と課題	3
④今後の見通し	4
ウ 社会経済的発展の方向の概要	4
①産業構造の変化	4
②発展の方向性	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 町行財政の状況	5
ア 行政の状況	5
イ 財政の状況	5
ウ 主要公共施設等の整備状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
ア 地域の将来像	7
イ 基本視点	7
①SDGs	7
②Society5.0	8
ウ 基本的な施策	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
①人口に関する目標	9
②財政力に関する目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	9
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	10
ア 移住・定住	10

イ 地域間交流	10
ウ 人材育成	10
(2) その対策	10
ア 移住・定住	10
イ 地域間交流	11
ウ 人材育成	11
(3) 事業計画	11
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	12
ア 農業	12
イ 水産業	12
ウ 商工業	13
エ 観光又はレクリエーション	13
オ 港湾	13
(2) その対策	13
ア 農業	14
イ 水産業	14
ウ 商工業	14
エ 観光又はレクリエーション	14
オ 港湾	14
(3) 事業計画	15
(4) 産業振興促進事項	16
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	17
(3) 事業計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	17
ア 道路	17
イ 交通	18
(2) その対策	18
ア 道路	18
イ 交通	19

(3) 事業計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	20
ア 上水道	20
イ 下水処理施設	21
ウ ごみ処理・し尿処理施設	21
エ 消防・防災施設等	21
オ 公営住宅等	21
カ 交通安全・防犯	22
(2) その対策	22
ア 上水道	22
イ 下水処理施設	22
ウ ごみ処理・し尿処理施設	22
エ 消防・防災施設等	22
オ 公営住宅等	23
カ 交通安全・防犯	23
(3) 事業計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	24
ア 児童福祉	24
イ 高齢者福祉	25
ウ 障害者福祉	25
エ 保健	26
(2) その対策	26
ア 児童福祉	26
イ 高齢者福祉	26
ウ 障害者福祉	27
エ 保健	27
(3) 事業計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	28
ア 医療施設	28
イ 救急医療	29
(2) その対策	29

ア 医療施設	29
イ 救急医療	29
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
9 教育の振興		
(1) 現況と問題点	30
ア 学校教育	30
イ 社会教育及び生涯スポーツ	31
(2) その対策	31
ア 学校教育	31
イ 社会教育及び生涯スポーツ	31
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
10 集落の整備		
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
11 地域文化の振興等		
(1) 現況と問題点	34
ア 地域文化振興施設	34
イ 地域文化の振興	34
(2) その対策	34
ア 地域文化振興施設	34
イ 地域文化の振興	35
(3) 事業計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
12 再生可能エネルギーの利用の推進		
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	37

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	38

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 諸条件の概要

① 自然的条件

大崎上島町は、瀬戸内海芸予諸島の西部に位置し、広島県に属する離島である。北は竹原市、東広島市安芸津町に、東は今治市大三島町（愛媛県・大三島）に、南は呉市豊町（大崎下島）、今治市関前村（愛媛県：大下島・小大下島・岡村島）と、それぞれ海を隔てて隣接している。

大崎上島を本島として大小約20の属島により構成され、総面積は、43.11km²を有する。このうち有人島は、大崎上島、生野島、契島、長島である。

面積・人口ともに最大である大崎上島の地勢は、ほぼ中央部に主峰神峰山（かんのみねやま：標高452.6m）がそびえ、その稜線が東西を貫いている。また、尾根が海岸線まで迫る瀬戸内海離島特有の地形を形成しているため、急傾斜が多く、平地部が少ないという特徴がある。これを悩みとして、比較的平地部の多い大崎地域では、古くから各地で干拓により水田等の耕地面積を広げてきた歴史的経緯がある。

② 歴史的条件

旧大崎町は、1619（元和5）年、中野村、原田村となり、1638（寛永15）年、原田村の大串地区が大串村として分離した。1889（明治22）年、町村制施行により、原田村と大串村が合併して西野村となった。1955（昭和30）年3月31日、町村合併促進法により中野村と西野村とが対等合併により大崎町の誕生に至った。

旧東野町は、1619（元和5）年、東野村となり、1964（昭和39）年4月1日、単独で町制施行し東野町となった。

旧木江町のうち、沖浦、明石地域は、1619（元和5）年、沖浦村、明石方村となり、1889（明治22）年の町村制施行により大崎南村となった。木江地域は、機帆船の普及により港として急成長を遂げ、人口が膨らみ、中野村天満区、東野村木江地区及び同岩白地区が分離独立し、木ノ江町が誕生した（1943（昭和18）年、木江町に改名）。その後、1955（昭和30）年3月31日、町村合併促進法により大崎南村が木江町に編入された。

以降、約半世紀を経て、平成大合併の先駆けとして2003（平成15）年、離島という共通課題に、一つの町となって立ち向かおうと3町が対等合併するに至った。

③ 社会的条件

本町は、人口減少及び少子高齢化が急速に進んでおり、その結果、暮らしに必要な移動を自動車に頼れない町民が増加し、いわゆる「買物難民」、「通院難民」が増える状況が問題視されている。

町民にとって海上交通は、日常生活に欠かすことのできない交通手段である。しかし、人口減少に伴う利用者の減少等により、航路事業者の経営環境が圧迫されている。さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者が大幅に減少しており、運行・運航サービスの維持が大きな課題となっている。

このほか、生活環境全般が徐々に下降する傾向が顕著になってきており、公共機関の撤退や縮小、銀行等金融機関の撤退等、構造的不況の影響が、経済基盤の弱い過疎地域に著しい。

本町は、東野地区、木江地区、沖浦地区、明石地区、大崎地区それぞれに港を有し、そこから左右の海岸線、内部に向かって住宅地が拓けている。

行政区は36地区で、各区単位に昔ながらのコミュニティを構成している。葬祭や祭り、各種地域行事など従前より薄れたとは言え、都市部と比べものにならない親密なつながりがある。この利点を活かそうと、福祉の分野でも高齢者の地域見守り体制の単位区として、行政区の取組が始まっている。しかしながら、その中でも、人口の減少傾向にある区と増加傾向にある区があり、町内でも過疎と過密が見られる。行政区の規模も大きな開きがある。世帯数の減少や高齢化により、従来どおりの自治機能が困難な地区も生じている。

④ 経済的条件

本町は、島でありながら漁業よりも農業が主である。漁業集落が限定されているのに引き替え、農地は全島に及んでいる。全国的な農業不振と本町の特産品である柑橘の市場価格低迷は、様々な施策を導入し、一部では成果が出ているものの、全体の底上げに至っていない。就労者の意欲を低下させ、高齢による離農者も後を絶たないが、比較的若い農家の中には意欲的に取り組んでいる者もいる。

主要産業である造船業は、世界的な景気を著しく反映するため長期・安定的好機を望むことが難しく、安定した就労を求める若年者が定着する場とはなり得ていない。

中国電力(株)大崎発電所は、経済性確保のため別の火力発電システムの実証試験施設を建設する方針に転換し、平成23年度末を持って業務休止となった。近年では、同地を拠点として二酸化炭素を資源と捉えて活用するカーボンリサイクル技術の実証実験が推進されることから、先般の「カーボンリサイクル国際会議2020」において、この取組を含め、本町が世界に紹介され、この成果を世界も注目している。

一方で、近年増えているのは福祉施設等サービス業従事者で、老人ホーム・障害者施設等が若者の就労の受け皿となっている現状がある。

人口の流出・現象の厳しい中でも、昨今のU・Iターン促進施策により、田舎で暮らす価値を見直す意識は徐々に高まっている。それほど大きな数字ではないが、本町でも毎年着実に定住者が増えている。中には定住者の口コミにより移住してくる者もいる。定住担当課には、希望者からの問い合わせも多い。

イ 過疎の状況

① 人口の動向

本町の住民基本台帳人口は、令和3年3月末で7,144人。平成16年3月末では9,635人であり、17年間に約2,500人減少したことになる。

国勢調査によると、昭和60年の調査では人口総数14,101人、平成7年に11,000人を下回り、平成12年以降も減少が続き、平成17年が9,236人、令和2年は7,158人と、この15年で22.5%減少している。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、平成17年以降5,000人を下回り、令和2年の年少人口割合は7.7%、生産年齢人口割合は45.1%、老年人口割合は46.2%となって

いる。高校や高専を卒業すると、進学や就職でほとんどが町外へ出る。学業を終えて戻ってくる者も少ない。町内に働き口が乏しいことと、ライフスタイルの都会志向もある。若年者の減少は少子化につながり、平成22年と令和2年の男女別年齢人口分布をみると、老年人口は増加し、生産年齢人口が各年齢層で減少し、中でも55歳～64歳で減少がみられる。

要因として、過疎化の根源には、高度成長期を発端とする経済・社会構造の変化が考えられる。躍進的な医療・福祉の発達による長寿化、計画出産の推奨や女性の社会進出に対応する支援施策の遅れ等により出生率が低下したこと。これらは全国的に見られることであるが、国をあげての急進的な工業化促進により、大量に都市へ向けて若年労働力が流出し、過疎地域には高齢者が取り残される形となった。また製造業等が価格競争に打ち勝つため海外へ進出したことも、過疎地域の企業誘致を困難にしている。

高齢化、少子化と人口減少は、過疎地域では負の連鎖として悪循環を続けている。

② これまでの対策

昭和45年の緊急措置法制定以来、大崎上島3町それぞれが、人口流出に歯止めをかけるべく、地域の生活改善を中心とした公共事業を推進し、地域の活性化を図り、住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正対策を行ってきた。また、いずれも過疎指定や離島指定を受けながら、主として生活基盤の整備を推進してきた。水道・下水道や道路を整備したり各種施設を建設したり、一定程度の成果はあった。しかし、過疎を脱却するには至っておらず、町の財政は慢性的に厳しい状況となっていた。

平成15年の対等合併以降は、「島」という共通の利点を活かしつつ、その課題解消を目指し、今あるものを改善し、より強力な基盤整備を行うなど、旧3町を名実共に一つにすることに努めてきた。基盤整備後は、これらの基盤を活かす仕掛けや対策が必要であるため、この間に、文化振興やスポーツ振興等の分野をはじめとして、人材の掘り起こしや育成を行ってきたところである。

文化祭や産業祭等のイベントも、移行期間を設けながら一つにしてきた。結果として、町内の地域間交流が進み、大崎上島町民としての意識向上の効果が出ている。また、町の様々な計画づくりにも、住民が参画できる環境づくりを推進してきた。大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画は、「いきいき暮らし、つながる元気島おおさきかみじま」を基本理念として、町民とのワークショップにより平成28年度に策定した。

商工会、JAの合併も進み、これらの団体との連携によって、「大崎上島町」の産業を共により力強く創出していく体制が概ね整ったと言える。

住民との協働と合わせて、官学連携、産官学連携も始まっている。

自治区の主体的コミュニティ振興事業への支援、観光やにぎわいの創出を目的とする地域資源を活用した交流事業の展開には、あらゆる事業計画づくりに、住民と協働で行うというスタイルが浸透しつつある。

③ 現状と課題

加入者系光ファイバー網設備整備事業の実施により、情報通信環境が町内全域に整った。加入対象世帯数4,236世帯のうち利用世帯数は1,345世帯で、加入率は31%であり、ライフラインの保障という位置づけでの利用には未だ遠い。期待された起業家の育成も今のところ困難な状況である。

公共下水道は、一部を除き整備が完了した。今後は加入率の向上に努めていかなければならない。

大崎上島文化センターは、町の文化の拠点として活用されているが、財政難から、その内容は乏しいものになりつつある。地域の文化レベルをいかに上げていくかは、主体的な町民の育成にも関わってくる。

その他、様々な施設が整備・運営されているものの、経常的に画期的な取組を行うに至っていない。せっかくの施設が十分に活用できていない現状がある。あらゆる切り口での活用を検討し、コミュニティの振興や、観光・交流推進にも役立てるよう施策を講じていかなければならない。

④ 今後の見通し

過疎地域の持続的発展には、定住人口の増加が望まれる。この地域の適正人口をどう考えるかという問題もあり、年齢別人口の偏りの是正が必要だが打開策は明確でない。

高齢化対策として、入所施設の増床は見込めない。福祉サービスの充実の一方で、若い世代から、健康づくりや文化振興、社会参加など総合的な取組による「いきいきと生涯現役」を目指すことが、ひいては要介護の高齢者の抑制につながる。

定住促進については、近年、都市などで注目されている「半農半X」というライフスタイル等、田舎でどう暮らしたいかが明確な定住者の受け入れを推進する。Iターン者の増加に伴って、島のよさを見直したUターン者が増えることも考えられる。

そのため、住んでよい、訪れてよい大崎上島づくりをめざしながら、交流人口を増やし、定住へと誘引していく取組が求められる。

その基本目標は、第2次長期総合計画に掲げている。また、令和2年3月に策定した「大崎上島町第2次地方人口ビジョン」に示す、人口の将来展望を踏まえて打ちだした「大崎上島町第2次まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、多様な人材を育てる教育の島づくりをはじめ、町の実情に応じた施策を推進していく。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

昭和45年から、概ね均衡を保っていた第1次産業と第3次産業の構成率が逆転し始める。以降、その差は開く一方で、平成27年には第1次産業の就業人口比率14.8%と最低に落ち込み、第3次産業の比率は55.7%と過半数を超えた。第2次産業の比率は、他の産業の変動に比べてほぼ安定している。

② 発展の方向性

基本的には、町の自然環境を活かす暮らしのありかた、その恵みである第1次産業の振興や、地場産業の振興を支援し、雇用を維持していくことが求められる。

本町は、離島ながらも適度な利便性のある地の利を活かし、自然や文化を実感し親しんで暮らす、大崎上島ならではの自然環境、社会環境を活かしたまちづくりを行う。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、減少の一途をたどっている。年齢階層別に見ると、14歳以下の減少が進行している。

高校や高専を卒業後、町を出て戻ってくる人は少ない。一方、高齢者人口は平成22年には40%を超過し、令和2年には46.2%に達した。人口動態では、自然減に加えて社会減も著しい。近年の世帯数は4,30

0世帯前後で推移しているが、1世帯あたりの人数は2人を下回って減少傾向であり、令和2年は1.72人と核家族化がみられる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,315	人 16,643	% △21.9	人 12,190	% △26.8	人 9,236	% △24.2	人 7,992	% △13.5	人 7,158	% △10.4
0歳～14歳	6,393	3,571	△44.1	1,605	△55.1	796	△50.4	566	△28.9	553	△2.3
15歳～64歳	12,957	10,714	△17.3	7,442	△30.5	4,774	△35.9	3,838	△19.6	3,228	△15.9
うち15歳～29歳(a)	4,784	3,122	△34.7	1,546	△50.5	960	△37.9	1,018	6.0	1,002	△1.6
65歳以上(b)	1,965	2,358	20.0	3,143	33.3	3,666	16.6	3,587	△2.2	3,305	△7.9
若年者比率 [(a)/総数]	22.4%	18.8%	—	12.7%	—	10.4%	—	12.7%	—	14.0%	—
高齢者比率 [(b)/総数]	9.2%	14.2%	—	25.8%	—	39.7%	—	44.9%	—	46.2%	—

※平成27年及び令和2年の実数の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

表1-1(2) 人口の見通し(大崎上島町第2次地方人口ビジョン:令和2年3月策定)

年度	2015年 (実績)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
人口推計 (人)	7,922	7,413	7,218	6,792	6,409	6,088	5,878	5,735

年度	2055年	2060年
人口推計 (人)	5,651	5,593

※大崎上島町第2次地方人口ビジョンは社人研推計に準拠しつつ、出生、死亡、移動に関する仮定により推計した。2015年の実績人口7,992人は社人研推計を基準とした人数

(3) 町行財政の状況

ア 行政の状況

国は、国民1人ひとりが豊かさを実感できる経済社会を実現するため、機動的なマクロ経済政策運営により、経済の下支え・回復に最優先で取り組み、生産性向上と所得の拡大を通じた経済の好循環を図るという方針を示している。

地方分権改革で権限移譲が推進され、中でも、簡素で効率的な行政システムの構築が求められている。自己決定・自己責任の原則のもと、自治体は常に厳しい選択と決断を迫られている。

イ 財政の状況

本町の歳入において町税は、減少傾向にある。令和3年度当初予算も前年度を下回っており、今後もこの傾向が続くものと予想される。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費等、義務的経費の伸びが避けられない。投資的経費も長期総合計画に掲げていた事業の大部分を完了することができたが、今後も東広島市・竹原市と構成する広島中央環境衛生組合への負担金や町営住宅改修事業など大規模事業の予定があるため、起債の借り入れにより公債費は増加する見込みである。本町の財政は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ない。また、平成26年度から段階的に縮減されてきた合併算定替による普通交付税増額分は、平成30年度で終了し、未来へつなぐ財政運営を図っていくには、一層の歳入確保と不要な歳出削減に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、施策の実施にあたっては、選択と集中により効果的な実施に取り組んでいく。

表1-2(1) 町財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	8,670,830 千円	7,116,887 千円	6,957,466 千円
一般財源	5,298,217 千円	4,998,862 千円	4,746,985 千円
国庫支出金	1,045,551 千円	486,938 千円	540,574 千円
都道府県支出金	439,953 千円	350,431 千円	367,732 千円
地方債	1,152,300 千円	888,181 千円	869,202 千円
うち過疎債	280,900 千円	477,000 千円	570,000 千円
その他	734,809 千円	392,475 千円	432,973 千円
歳出総額 B	8,438,857 千円	6,796,165 千円	6,773,287 千円
義務的経費	3,148,090 千円	2,785,861 千円	2,379,093 千円
投資的経費	1,523,845 千円	720,931 千円	1,130,591 千円
うち普通建設事業	1,468,798 千円	720,931 千円	926,955 千円
その他	3,766,922 千円	3,289,373 千円	3,263,603 千円
歳入歳出差引額 C (A-B)	231,973 千円	320,722 千円	184,179 千円
翌年度繰越すべき財源 D	49,637 千円	103,522 千円	93,469 千円
実質収支 C-D	182,336 千円	217,200 千円	90,710 千円
財政力指数	0.37	0.30	0.38
実質公債費比率	16.2%	11.7%	12.7%
経常収支比率	82.8%	85.3%	95.8%
将来負担比率	48.8%	—	—
地方債現在高	11,936,364 千円	9,266,884 千円	9,939,115 千円

ウ 主要公共施設等の整備状況

町道の改良は、1級町道を中心に順次整備を行っている。海上交通とともに町民の生活基盤であり、今後

も継続し整備を行っていく必要がある。また、離島での生活基盤として欠かせない施設の改築整備を行っていく。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道改良率 (%)	23.4	27.3	39.1	56.8	58.6
舗装率 (%)	65.4	87.6	90.6	97.6	97.6
農道延長 (m)	—	—	—	40,498	46,121
耕地1ha当り農道延長 (m)	31.5	35.4	38.6	45.5	68.7
林道延長 (m)	—	—	—	10,688	11,745
林野1ha当り林道延長 (m)	0.8	0.8	5.2	7.3	8.0
水道普及率 (%)	91.4	94.8	98.5	98.8	99.6
水洗化率 (%)	0.1	8.7	15.6	52.7	73.01
人口千人当り病院、診療所の病床数 (床)	3.8	5.7	4.2	3.6	1.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 地域の将来像

子どもから高齢者まで、誰もが健やかに安心していきいきと暮らしたい。その気持ちを実現するために、「大崎上島町」の目指すべき方向として、第2次長期総合計画（平成27年度～令和6年度）では次のように掲げた。

『海景色の映えるまち

～地域資源を活かした理想郷の実現～』

- 1 元気に住み続けたい気持ちを実現するまち
- 2 地域を愛する人を育てるまち
- 3 美しく住みよい環境で暮らすまち
- 4 大崎上島流の元気産業を育てるまち
- 5 明日を担う人づくりと交流のまち
- 6 理解と協働でつくるまち

イ 基本視点

① SDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

SDGsでは、「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決

し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられている。SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という考えは、基礎自治体にあてはまるものである。また、17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題である。「大崎上島町過疎地域持続的発展計画」においても、計画を推進する新たな視点として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいく。

② Society5.0

Society5.0とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたものである。

これまでの社会では、経済や組織といったシステムが優先され、個々の能力などに応じて個人が受けるモノやサービスに格差が生じている面があった。Society5.0では、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになる。「大崎上島町過疎地域持続的発展計画」においても、計画を推進する新たな視点として、地域の課題への検討に活用し、持続可能な地域社会の構築に役立てていく。

ウ 基本的な施策

すべての人が大崎上島に暮らしてよかったと思えるまちづくりに向けて、高齢化や少子化等様々な地域課題を地域社会全体の課題として取り組んでいく。施策は、分野別に固執せず相乗効果を目指す。施設整備と公的なサービスの充実と合わせて、地域福祉力の向上と地域コミュニティの振興・再生に努める。

本町の高齢化は、深刻な問題ではあるが年をとってもいきいきと元気で暮らせる環境づくりと仕組みづくりに取り組むこととし、疾病の予防と介護予防に施策の重点を置く。将来を見据えて、若いころから各世代に応じた健康づくりを推進する。

障害者の自立支援を促進する。相談事業の充実と施設やサービス利用等により、社会参加と能力を活かした就労を促す。

医療については、初期診療及び身近な診療を町内で保障すべく取り組む。各医療機関での高度検査環境の充実も見られる。本町では、医師会との連携のもと緊急医療体制を整え、ホームドクターとして島内医療機関の活用を定着させることにより、疾病の早期発見につなげ、慢性疾患等日常的な受診環境を保障する。

地域を知ることが郷土意識を培う第一歩である。歴史や文化、島の良さを次世代に継承し、子どもから高齢者まですべての人が、島に誇りを持ちながら、いきいきした暮らしを送るための環境づくりに取り組む。

瀬戸内海の豊かな自然環境を守り育て、これらを最大限に活用する。大崎上島では、マリンスポーツやアウトドアレジャー等を楽しむほか、海や山の自然の恵みを日常的に享受できる環境であること、町民みずからその豊かさを実感し、それらを分かち合う喜びを認識する。このことが、真の意味で、地域振興への原動力となる。このため、町民が島の良さを共有し、交流できる機会や場をつくっていく。

住民全員の生活の基本にかかわる島内外の交通問題は、一体的に考え整備を図っていく。島内交通については、高齢化に伴う交通弱者の増加に対応して、生活の利便性や質の向上に努める。観光客のアクセスツ

ルとしての役割も持たせる。

基幹産業としての農業の再生を目指す。農事法人化促進による新たな雇用機会の創出や、経営基盤強化のための支援を行う。製造業や商工業等地場産業を守り盛り立てていくとともに、体験や観光を視野に入れた異業種間交流によるあらたな大崎上島流の産業の展開を図る。

定住の促進と人材育成に取り組み、コミュニティ活動の振興とともに、いきいきと暮らす地域社会づくりの基本条件となる人権の守られる社会づくりを行う。また、まちづくりは住民と協働で行っていくという視点に立って取り組み、住民の創意工夫による主体的な活動を促進し支援していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画全般に関わる基本目標として、次の事項を設定する。

①人口に関する目標

目標指標	基準値	目標値
目標人口	7,456人 (令和元年10月1日現在) ※広島県人口移動統計調査	7,218人 (令和7年)

目標値は大崎上島町第2次地方人口ビジョンより

②財政力に関する目標

目標指標	基準値	目標値
経常収支比率	95.8% (令和元年度)	94.0% (令和7年度)

令和2年度大崎上島町財政推計より

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を含め、本町の長期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に紐づく施策評価を毎年実施し、PDCAサイクルによる検証と改善に努めていく。その際、庁内体制において、専門的な知識を有する者や学識経験者等の意見を聴きながら評価を確定する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、第2次長期総合計画に掲げる基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

【基本方針】

本町の公共施設等における現状と課題及び施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基

本となる全体目標を設定している。ここでは、建設系施設とインフラ系施設に大別した上で検討を行う。施設の特性に応じた、総合的かつ計画的な管理運営を推進することで、将来の更新費用の削減を目指す。

なお原則として、施設分類ごとにこれまでに個別に策定されている耐震計画や長寿命化計画との整合性を図る。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町は、著しい高齢化により人口減少や地域づくりの担い手不足という課題に直面している。

移住希望者を増やしていくために、町民と協同で定住・移住アドバイザー事業を行い、3名のアドバイザーが定住希望の相談などに対応し、SNSや定住フェアへの参加などにより町の情報を発信し、本町の暮らしに興味をもってもらうような体制づくりを実施している。また、移住・定住を促すには、住居と雇用の場の確保と住みやすい環境整備が必要である。

住宅整備の向上・雇用の創出・育児や教育を支援する仕組み作りが課題となる。

イ 地域間交流

本町は、北広島町（旧大朝町）、庄原市（旧高野町）、北海道中頓別町と姉妹縁組を結んでいる。また、東京都武蔵野市と友好市町として交流と親善を図っている。合併が進んだことから、市町間での温度差があるものの、交流を推進していくための見直しを模索する必要性がある。

ウ 人材育成

コミュニティ活動や、それを通じた各種の地域振興の中で、最も重要になるのは、その地域を愛し、発展に向けた活動を担っていく人材育成にはかならない。全国での地域おこしの成功事例には、その地に根を張って頑張る中核的な人材、地域リーダーの育成にとって非常に重要なことは、既存の人間関係の枠組みの中に安住するのではなく、外部や多世代での交流を行い、新たな視点から成長の機会を与えていくこととされている。

本町においても、地域活動の担い手の確保・育成が重要課題となっている。学校や町内の各活動団体と連携し、まちづくりを担う地域リーダー育成につながる機会を創出していくことが求められている。また、まちづくりの持続的活動のためには、NPOやボランティア団体の育成・支援に加え、地域リーダーに過剰な負担がかかることのないよう、行政と町民でリーダーを支える仕組みづくりの検討なども必要とされている。

(2) その対策

ア 移住・定住

U・Iターン者の定住を図るため、産業・農業・漁業に就業した場合、就業支援金を交付することにより移住者・定住者の雇用確保を図ることが可能となる。また、町へ移住を考えている移住希望者の方に、定住促進事業推進のため、町が設置した「トライアルハウス大串」で一定期間、実際に島暮らしを体験して、その後の定住につなげていく。

住んでみたい町の情報発信を行い、住んで良かったと感じられるまちづくりに取り組む。

イ 地域間交流

姉妹・友好の市町とは引き続き交流を維持していく。特に北広島町大朝とのグラウンド・ゴルフによる交流実績を活かして、健康と生きがい増進をかねたイベントの開催に交流の広がりが期待できる。また、都市で開催される地域間交流イベントにも積極的に参加し、大崎上島のPRと交流による人材育成や特産品の販路拡大、定住促進を図る。

地域間交流を推進するにあたっては、我が町の観光資源を認識し、愛着を持つことが欠かせない。観光客と住民が共に楽しめるイベントを、官民協働で展開していく必要がある。

ウ 人材育成

高齢化社会が進む一方で、それぞれの世代で抱える問題も多様化している。本町では、子どもから高齢者まで日常的なふれあい活動の拡充を働きかけ、さまざまな世代がともに活動する世代間交流の促進を通じた地域の活性化を図る。

主な取組として、広島県内の大学生を研修などで受け入れ、地域活性化のための伝統文化やイベントへの参加を促すなど、定住促進も視野に入れた人材育成と交流を行う。また、若い世代と高齢世代が、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために、自然体験活動やボランティア活動の支援を行っていく。そして、町の将来に向けた地域づくりなどを助成し、人材育成を図っていく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	定住促進住宅用分譲地整備事業（再掲） 大崎地区・東野地区・木江地区に分譲地の整備を行い定住促進につなげる。	町	
		定住促進住宅整備事業（再掲） 定住促進住宅用地の整備及び建設	町	
		小型モビリティ・電動自転車整備事業 小型モビリティ 5台 電動自転車 20台	町	
		トライアルハウス整備事業（再掲） 移住を考えている方が島暮らしを体験できる施設を整備する。	町	
	(2)地域間交流	一時滞在施設整備事業（再掲・集会施設整備事業） 移住定住体験のほか、教育機関及び企業等と住民との交流を行える拠点施設を整備する。	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業	U・Iターン者就労支援事業 定住促進と一次産業の担い手育成を図り移住・定住を促進する。 農業・漁業・産業に区分して支援する。	町		

		過疎地域持続的発展基金 「移住定住及び地域間交流の促進、人材育成」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

令和2年の農林業センサスによると、本町の総農家数は、375戸である。(平成27年調査：485戸)このうち販売農家は、199戸となっている。平成27年調査に比べ、農家数の減少が進んでいる。後継者のないまま高齢による廃業、耕作放棄がその原因として挙げられる。

当町の農業は、瀬戸内の多くの島々同様に柑橘類が主体である。町内各地で味自慢のおいしいみかんを生産してきた。瀬戸内の気候・風土に適していると言われる柑橘栽培は、昭和40年代の暴落を機に低迷が続いている。島嶼部特有の急峻な段々畑での耕作は機械化がしにくく省力化につながらないため、高齢者には負担が大きい。次々と新種の幹旋も行われるが、導入するも未収益期間を要するため、普及するところには生産過剰となり市場の値が下がっているという悪循環を繰り返している。労働の割に収益が伴わないという理由で、生産者自身が後継者を求めないという実態もある。

しかしながら、平成24年から新規就農者が定着傾向にある。この風土を活かした農業生産活動を推進し、農地を活かし、生産者の利益を守っていくという観点から、町では、優良園地を集積する取り組みを強化し、平坦地の農地造成や「レモンの島構想」による平坦地のレモン団地化の整備を進めている。また、柑橘に代わる農作物として、比較的負担が軽く市場の人気の高いブルーベリーの栽培も定着してきた。このほか、比較的市場価格の安定しているトマトやキュウリなどの施設野菜の栽培者が、生産組合を設立し、上島ブランドを立ち上げるなど農業振興に務めている。

イ 水産業

島内の人口減少や高齢化の推進に伴って、漁業の継続が困難な状況である。

このような現状の中、沖浦地区と大崎地区の2つの漁協を拠点に展開されている。獲る漁業一辺倒から、つくり育てる漁業へと転換を図り、漁獲高の安定を目指している。大崎地区での養殖漁業は企業化により若い従事者の参入も見られる。今後いかに就労者を確保し、島ならではの水産業を振興していくかが大きな課題である。

そのため、生産性の高い豊かな沿岸海域にするには、現状の漁場を再生し、安定した漁業生産を確保して、その生産を有効利用する体制が必要となる。

町では、「大崎上島の新たな漁港漁場再生事業」を実施し、漁業の育成に向け「つくり育てる漁業」への転換を推し進めるとともに、港内活用・漁場再生に取り組み、町独自の加工品開発や観光漁業の拡大を図っていく。

ウ 商工業

大崎上島はみかんと造船の島で知られている。木造船から鉄鋼船へと時代は移り変わり、長引く不況に最盛期から淘汰はあったが、現在でも国内外に誇る造船技術と信用を有した造船所が稼働している。下請けまで含めると多くの雇用者を擁し、生産高を上げる主要産業に変わりはない。その他、大崎地区の化学薬品工業及び東野地区に非鉄金属製造業の事業所が、製造業部門での地場産業としての大きなウエイトを占めている。

本町の属島である長島で、平成12年から稼働していた中国電力(株)大崎発電所は、雇用を始め人口増ほか様々な分野で町の活性化に貢献したが、諸般の理由により平成23年末をもって稼働休止した。

本町は、離島であるため海上輸送費がハンディとなり、新規の企業誘致が難しい。

企業のほか一般商店等を束ねる3商工会は、町の合併から遅れること4年、平成19年4月1日大崎上島町商工会として統合された。旧東野商工会では女性部に働きかけて特産品の開発を行い、軌道に乗せた経緯もあり、この活力を活かした地域づくりへの貢献が期待される。

商店においては、過疎化の進行による全体的な購買力の減少が問題となっている。購買層の高齢化に対応した地域に密着したきめ細かなサービスの提供が必要となる。

エ 観光又はレクリエーション

本町は、瀬戸内海のビュースポットとしての神峰山からの眺望をはじめ、海水浴場、キャンプ場、海釣り公園、海と島の歴史資料館、船の資料館他、遊びにも歴史探訪にも資源には事欠かないが、受け入れ体制も十分とは言えず観光資源を活かせていない現状がある。

その中でも、住民が大崎上島町の観光資源を実感・認識・共有できるよう、神峰山ウォークや漁師まつり等、町外だけでなく町内での地域間交流が図られるイベントを展開してきた。地域資源の掘り起こし・活用にもつながっている。

現在、本町の観光による集客の中心は木江地区の温泉ホテルであるが、旅行社のツアー中継宿泊地にとどまり、滞在時間が少なく町の魅力を十分知らせるには至っていない。

オ 港湾

本町は、海上交通のほかに輸送手段を持たない。これら産業や流通を支えているのが港湾施設であり、鮎崎港、木江港、大西港、沖浦漁港の4つの港湾内に、フェリーや高速船の発着する港が8箇所ある。白水・垂水港の栈橋改良、大西港の浚渫、木江天満の駐車場整備が当面の課題である。

(2) その対策

ア 農業

安定した農業経営体確立のため、基盤整備と技術支援を促進する。集落法人、認定農業者、新規就農者等の担い手支援を積極的に行っていく。担い手の育成が進めば、産地の維持を図ることが可能となる。また、大串入相新開地域・中野新開地域を整備し、農地の集約化を図ることで、大規模な経営体によるレモン団地が形成され効率的な農業経営が可能となる体制作りを進める。

施設栽培では、トマトを中心としたブランド化を推進する。柑橘栽培では、安定経営が見込まれるレモンの面積拡大を進める。

特産品開発や市場の開拓は、農協や商工会が連携して協働で取り組む。

イ 水産業

豊かな漁場を確保するため、「つくり育てる漁業」の推進として、種苗生産、稚魚の放流、中間育成、漁場の整備を一体的に推進する。また、「大崎上島の新たな漁港漁場再生事業」を実施し、漁業の育成に向け「つくり育てる漁業」への転換を推し進めるとともに、港内活用・漁場再生に取り組み、島独自の加工品開発や観光漁業の拡大を図っていく。

この栽培漁業を中心として漁家の生活安定を図る。

地元漁協主催の漁師まつりに見られるような水産物地元消費促進や、交流と地域の賑わい創出の場として沖浦マルシェ等のイベントの活用を推進していく。観光と一体化した水産業の振興を、地域住民の参加協力を得ながら取り組む。

ウ 商工業

町の基幹産業である造船海運業の振興を支援する。商工会や観光協会への運営補助を継続していく。

観光振興施設として、「沖浦漁港観光物産館」の活用を推進し、大串キャンプ場等をさらに整備することにより、リピーターの確保を図るほか、島内での生活体験・家業体験を通じて地域の魅力に触れることが出来る体験型修学旅行を実施し、地産・地消を図ることにより、町内の商業の活性化を図る。

地域の魅力と特色を最大限に生かし広域都市圏と連携することにより相乗効果を生み出し、活力ある地域経済を維持する事や異業種間の連携を図り、新たな産業の振興や特産品開発に努める。また、当町の情報環境を活かした起業を促すためのPR活動を行うとともに、商工会やNPOその他の団体が行う地域振興や、観光資源を活用した各種祭り等、観光振興事業を推進していく。

エ 観光又はレクリエーション

従来の観光イベントの充実、新たな観光資源の掘り起こしを行っていく。

オ 港湾

本町は離島であるため、生活はもとより、産業の振興にも港湾施設の整備は不可欠であることから、今後も改善すべき箇所について、順次実施していく。また、高潮や台風時に浸水する箇所が点在しており、

防災上の課題を抱えているため、護岸整備等による高潮対策事業を継続する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	ハウス建設事業 UKハウス1.08ha(1,080㎡ 4連棟 10棟) 加温機10台 整地 かん水設備	町	
		レモンの島推進事業 平坦農地の整地、土壌改良、かん水パイプ、貯水槽設置	町	
		大崎東地区畑地帯総合整備事業 農業用排水施設、農業用水施設、農用地造成、暗渠排水・客土	県	
		郷谷池整備事業 耐震補強設計・工事	県	
		県営漁港建設改良事業	県	
		漁港建設改良事業	町	
		産業振興施設整備事業 多目的施設整備工事	町	
	(9) 観光又はレクリエーション	大串キャンプ場周辺整備事業	町	
		野賀海岸周辺整備事業	町	
		観光施設整備事業 観光物産館、海釣り公園の整備	町	
		自然公園整備事業 公園内トイレの整備、遊具撤去・新設工事等	町	
		観光案内所整備事業 老朽化した観光案内所の整備	町	
		トライアルハウス整備事業 移住を考えている方が島暮らしを体験できる施設を整備する。	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	海洋牧場推進補助事業 マダイの海上沖合ブイを活用し、沖浦漁港沖合にマダイをはじめとした魚種が定着するよう事業を実施する。	漁協	
		漁船保険加入促進事業 漁協組合員が加入している漁船保険の掛け金を補助し、漁家の経営安定を図る。	漁協	
		幼稚魚放流事業 漁協が実施するヒラメ、カサゴ、マコガレイ等の放流事業に対する事業費補助を行い、漁家の所得安定を図る。	漁協	
		体験型修学旅行誘致事業 都市部の中学生及び高校生をターゲットに、民泊や地域資源を生かした体験型修学旅行を誘致する大崎上島海生体験交流協議会へ助成する。	町	
		農業振興協議会支援事業 協議会（農業者団体・農業委員会・町議会・農協・学識経験者・県・町で構成された団体）の活動を補助。大崎上島地域の農業振興を目指して、研究会や協議会の開催、調査を行うとともに、継続的な関係者間の連携・共同体強化に寄与する。	町	
		豊竹東水産振興協議会支援事業 協議会（大崎上島町・竹原市・東広島市・大崎内浦漁協・大崎上島漁協・安芸津漁協・早田原漁協・芸南漁協・県漁業振興基金・県樹苗漁業協会・県）の実施する種苗生産事業及び中間育成事業を補助。水産資源、漁獲量を確保するため、芸南毎域の関係者が一体となって水産振興を図る。メバルの他、地先定着型の魚種育成・放流を検討、協議する。	町	

		水産振興協議会支援事業 町内2漁協の調査研究・視察研修活動を補助。島の現状と海洋資源を再認識し、先進地に学び、2漁協共同で町の新たな水産漁業の振興・発展につなげていく。	町	
		有害鳥獣被害防止事業 有害鳥獣被害防止事業補助金と、イノシシ等捕獲報奨金を支給。イノシシ等の被害拡大に対応するもので、農地保全と生産者の意欲低下防止のため絶滅に向けて継承の必要がある。わな免許取得者の育成・確保が課題。	町	
		過疎地域持続的発展基金 「産業の振興」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過剰失効後に処分し、事業に充当する。	町	
	(11) その他	県営港湾施設整備事業（鮎崎港・木江港・大西港） 港の改良、海岸保全	県	
		港湾施設整備事業（鮎崎港・木江港・大西港） 港の改良、海岸保全	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、周辺市町との連携に努める。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
大崎上島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

これまで本町では、合併を機に3町の異なるネットワークを統合するため、町内の公共施設間を結ぶ光ファイバー網（地域イントラネット）を、都心部との情報格差是正を図るため、加入者系光ファイバー網（FTTH）を整備し情報化を推進してきた。

平成15年度には、本町のホームページを作成し、平成21、26、令和元年度とリニューアルを実施することで、情報発信に活用している。

しかし、近年のICTに係わる技術の発展や、新しいサービスの出現、これに伴うセキュリティ脅威の増大、政策の変化等、本町を取り巻く環境は急激に変化している状況である。また、町民や事業者によるニーズの多様化・電子自治体の推進により、町政においても変化が必要であり、こういった背景に合致した施策

を実施・推進していく必要がある。

(2) その対策

現状実施している情報化については、引き続き推進していくこととし、FTTH事業では、ギガスクールやテレワーク等といった、昨今のニーズに対応できる環境への再整備について実施・検討を進めていく。また、町のホームページを活用した情報発信については、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNSによる発信の重要性が高まってきていることから、ホームページの他にSNS等と連携した情報発信についても検討を進めていくこととする。

情報化の分野では、日々新しい技術・サービスが登場し、それに伴い利用者のニーズも変化していくこととなる。こういった状況を把握し、新しい時代に合った施策を推進していくことが重要となる。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	超高速情報網整備事業 光ファイバーで構築する住民向けFTTH通信基盤の整備	町	
	ブロードバンド施設			
	その他の情報化のための施設	公衆無線LAN設備整備事業 町内防災拠点、避難施設のほか、港、キャンプ場等観光拠点への無線LAN設備の整備	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金 「地域における情報化」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

離島・過疎地域という環境であるがゆえに、住民の日常生活に自家用自動車が不可欠となっているのが現状である。世帯に複数の自動車を保有している場合も少なくない。町内の道路は、路線ごとに年々改良が進められているが、地形や住宅集積により幅員が困難な区間が多くある。

当初整備時に見込んだ交通量に対して、その後の車両の大型化や交通量の増加に対応できていない箇所も多い。主要道路においても、大型車の離合が困難で見通しが悪い箇所があり、交通に支障をきたすと同時に交通安全面でも課題となっている。

農業振興の基盤としての農道整備も、計画的に進めてきた。しかし、今後は国、県の補助要件の改正等により、高齢・零細農家が多い本町にとっては新設が難しくなると見込まれる。

イ 交通

離島であるため、島外への移動・移送手段は海上交通に依存している。乗船時間が概ね30分程度とあって、住民の生活は島内で完結せず、通勤、通院、買い物等日常的に海上交通を利用する。また、物資等の流通もすべてこれに依存している。

島内移動は、自家用車が一般的で公共交通はあまり発展していない。しかし、高齢化による交通弱者の存在が顕著になったことから、島内交通の問題が急浮上してきた。観光対策としても島内アクセスの不備がネックになっている。

このため、交通の諸問題を関係者が一堂に会して協議しようと、大崎上島交通問題協議会や大崎上島町公共交通連携協議会を設置し、議会、行政、住民、フェリー・バス事業者の代表等を構成員とし、料金の適正化や運行ダイヤの改正、その他サービスの向上等諸問題について協議し、利便性の向上を図ってきた。

当町からの航路は四方へと開けており、本土竹原市及び安芸津町（東広島市）との航路、今治市（愛媛県）へとつながる航路、また大崎下島（呉市）を結ぶ航路がある。また、大崎下島（呉市）から島を半周し、竹原市までを結ぶ高速船も運航している。

最も利用されているのは、竹原～白水・垂水間のフェリーで、運航回数も多い。しかしながら、運賃（とりわけ自動車航送積載料金）の問題や、始発・最終便の時間の制約等に関して、なお根強い住民要望がある。

利用者の減少により、運航継続が困難になっている航路もあるが、少人数であっても生活航路は継続の必要がある。

航路の運営は民間業者によるが、燃料費高騰時には、たちまち運賃の値上げや減便、場合によっては運休・廃止に追い込まれる不安定性・脆弱性を抱えている。

このほか、国庫補助航路の指定を受け、属島2島（生野島・契島）と白水港間に町営渡船を運航している。高齢化や過疎化の進行により利用者が減少し、町費による負担が増大している。

一方、町内の公共交通はバス路線のみである。生活交通路線として過疎バスの指定を受けてバスの運行が行われている。平成21年度の道路改良により念願の町内一周運行が実現した。現在は右回りと左回りの双方向に運行しており、統合・新設した中学校の生徒の通学にも活用されている。さらに、交通空白地域のアクセス確保のため、平成17年度から民間バス会社に委託して「おと姫バス」の運行を開始しているが、利用者が減少し、財政負担も少しずつ増えている現状がある。

(2) その対策

ア 道路

県道については、全路線2車線化を促進する。

町道、農道、林道は、未改良路線を中心に計画的に整備を進めていく。市街地では、車両の離合と歩行者の安全を確保する。山間部においては、農作業の効率化を図るとともに、観光道・防災道としての機能を

高め活用を図る。

町内の道路は、県道・町道・農道・林道を一体的に捉えて、道路情報を電子データ化し、定期的な管理・修繕を含め、計画的かつ継続的に維持整備していく。

イ 交通

大崎上島交通問題協議会及び大崎上島町公共交通連携協議会を軸として、町内の公共交通アクセスを総合的に考えていく。

定期航路明石～大長間のフェリー及び竹原～大長間の高速船の継続について、今後も関係市と協議を重ねていく。

国庫補助航路である白水～生野島～契島間の町営渡船は、収支改善に努めながら島民の生活航路を確保していく。また、生活交通路線として「おと姫バス」の運行を継続する。

(3) 事業計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(I)市町村道 道 路	草木線 道路拡幅	町		
		上豊広線 道路拡幅・歩道整備	町		
		大久保線 道路拡幅	町		
		沖浦本郷線 L=5,200m W=6.0/10.0m	町		
		明石原田線 L=1,400m W=5.0m	町		
		石摺笹ヶ浜線 L=800m W=6.0/8.0m	町		
		木江沖浦線 L=1,000m W=3.0~5.0m	町		
		本浜岡部線 L=150m W=4.0m	町		
		東原下向山線 L=200m W=5.0/7.00m	町		
		神峰山線改良事業 L=560m W=4.0m	町		
		瀬井一ツ浜3号線 L=150m W=4.0m	町		
		大清谷片浜2号線 L=1,086m W=4.0m	町		
		橋りょう	橋梁長寿命化改修事業 (緑橋)	町	
			橋梁長寿命化改修事業 (来留間寺笹山2号橋)	町	
	橋梁長寿命化改修事業 (郷橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (生野島循環線2号橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (上豊広線)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (木越三里浜1号橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (御旅橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (大正橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (曙橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (局橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (原田原下3号橋)		町		
	橋梁長寿命化改修事業 (原田橋)		町		

		橋梁長寿命化改修事業（石畳橋）	町	
		橋梁長寿命化改修事業（新原下橋）	町	
		橋梁長寿命化改修事業（古江1号橋）	町	
		橋梁長寿命化改修事業（盛谷1号橋）	町	
		橋梁長寿命化改修事業（盛谷2号橋）	町	
		トンネル改修事業（大崎上島トンネル）	町	
	(3)林道	林道整備事業（丸尾・木越線） 法面保護・落石対策・舗装	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通活性化・再生事業 大崎上島町地域公共交通網形成計画の策定と実証。陸上と海上交通の相互連携により、高齢者にも配慮した住民生活の利便性向上が必要。島内移動、島外・島内との連絡が充実した交通体系の構築により、公共交通機関の利用拡大と事業の持続性向上が図られる。	町	
		定期航路運航事業 高速船運航事業 町内5港を経由する「竹原～大長」航路（1日7便）の維持のため、運行事業者への助成。同航路は、高齢化の進行する離島住民の生活手段であるため、交通協議会等で協議し、官民連携により航路の確保と継続を図る。	町	
		定期航路運航事業 今治～木江・大三島航路フェリー運航事業 木江港から宗方港・宮浦港に寄港し、今治港までの航路（フェリー4便、高速艇3便）を維持するため、運行事業者へ助成。（第3セクター、今治市3/4・大崎上島1/4）住民の生活航路であり、主要産業である造船業の振興に不可欠な資材等の流通経路でもあるため、航路維持が必要である。	町	
		生活交通路線維持確保事業 交通空白地或運行バス事業 コミュニティバス（おと姫バス）運行。（1日15便）路線バスの空白地帯及び空白時間帯を補う、公共交通サービスとして定着。高齢化の進行にともない、今後更に利用増が見込まれる。利便性向上とコスト増とのバランスが課題。	町	
		生活交通路線維持確保事業 過疎バス運行事業 運行事業者への過疎バス運行補助。（1日8便）第1種生活交通路線バスとして、利便性の追求と利用促進の必要がある。交通協議会等で協議し、おと姫バスや海上交通との連絡を含め、町の一体的な公共交通体系の整備を図る。	町	
		過疎地域持続的発展基金 「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎去失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

昭和49年に広島県水道用水供給事業により給水開始されたことにより、島嶼部特有である水道水源の不足が解消された。平成29年度に4簡易水道事業（大崎、東部、西部および沖浦）を統合し、上水道事業に

移行した。拡張施設整備等を行い、現在では水道普及率は99.6%まで向上している。

一方で、水道事業を取り巻く環境についても、人口の減少や財政状況、施設の老朽化、危機管理等大きく変化し、将来にわたり安心、安全な水を安定して供給するため、各種計画を進めている。

イ 下水処理施設

下水道の施設整備は概ね完了したが、人口減少で計画処理人口を大幅に下回っているため、下水道使用料が伸び悩んでおり、下水道の接続推進に努めなければならない。また、下水道施設のうち、比較的耐用年数の短い機械・電気設備を中心に老朽化が進んでおり、今後は、更新・修繕の費用が増大していくことから厳しい経営状況となっている。

下水道整備区域外では、小型合併処理浄化槽設置整備事業による浄化槽設置への補助金交付により、合併処理浄化槽の普及を進め、清潔で快適な暮らしの向上に努めている。

ウ ごみ処理・し尿処理施設

現在、広島中央地域において、広域・集約処理に向けた施設整備を行うため、平成21年10月に、東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町から構成される広島中央環境衛生組合を設立して、ごみ及びし尿処理の新たな広域・集約処理施設の共同建設を進め、令和3年10月からの稼働を目指している。

広域化・集約化を目指した結果、組合管内にある3箇所のごみ処理施設は1つに、4箇所あるし尿処理施設のうち3施設を1つに集約して、効率的な処理を実施する予定である。

一方、本町内にあるし尿処理施設は、引き続き処理を行っていくが、経年劣化による老朽化が進んでいるため、適正処理に向けた新設備の整備又は基幹整備が必要である。

本町で目指す循環型社会形成を達成するには、効率的処理システムを構築することに加え、住民の公衆衛生意識の向上など、ごみ等の適正処理の推進が不可欠である。

エ 消防・防災施設等

本町では、常備消防と非常備消防（地域消防団）により、火災や災害緊急時の体制を整備している。

常備消防施設大崎上島消防署は、老朽化に伴う建替え工事を平成18年度に完了した。消防ポンプ車の更新等も行った。従来、竹原広域行政組合で消防署運営等は行われていたが、平成21年4月から東広島市に事務委託し、119救急通報等は同局を基地局とすることとなった。

このほか、町内の消防団各分団の屯所に配備している小型動力ポンプ積載車の入れ替えを行った。また、防火水槽の設置は順次行っているが、未だ十分とは言えない。

本町は急傾斜地が多く、土石流危険渓流も散在している。このため、防災対策として、砂防事業や急傾斜崩壊対策事業は年次計画を策定し、進めている。今後も継続する必要がある。

オ 公営住宅等

現在、公営住宅の管理戸数は212戸であるが、入居希望者数に対して十分とは言えない。

老朽化した住宅が多数あり、順次、用途廃止手続きや払い下げを進めているところであるが、居住者との

調整の問題もあり今後の課題となっている。

平成21年に雇用促進住宅（令和3年時点：築44年）の払い下げを受け、定住対策として活用しているが、老朽化の問題もある。

公営住宅は、基本的に低所得者向けの賃貸住宅であり、子育て世帯や新婚世帯等の優先入居の施策により、若い世代の定住を促進するためにも整備の必要がある。

町内に増加している空き家等は老朽化が進んでおり、近隣住民や道路に危険を及ぼしているため、危険建物の崩壊等による事故を防止し、住民の安全・安心を確保する必要がある。

カ 交通安全・防犯

島内公共交通が不十分であることから、島内移動に自動車は不可欠であり、世帯あたりの車の保有台数も多い。歩行者の高齢化とともに、ドライバーの高齢化も進んでいるため、交通安全施設整備を進めていく。合わせて、交通安全教育や広報を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 上水道

安心、安全な水を安定して供給できるよう、断水事故の未然防止に努めるとともに、水道施設の最適化の推進、中期財政計画策定及び施設更新計画・維持管理計画の策定・実施により、水道事業の経営安定を目的に経営改善を進める。

イ 下水処理施設

下水道の接続率向上に努め、処理施設での適正処理が継続的に行われるよう適切な維持管理を行うとともに、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、計画的に改築を行っていく。

浄化槽については、補助金制度を継続し、普及促進を図るとともに、浄化槽の所有者による適正管理が行われるよう啓発・広報・指導を実施し、生活環境の保全に努める。

ウ ごみ処理・し尿処理施設

本町では、広域・集約処理施設の整備と併せて、缶類の選別・圧縮や紙類の収集拠点となるストックヤード施設及び、ごみ処理の集約化に伴うごみ中継施設を、令和5年度の完成に向けて整備中である。

生活ごみ及び事業系ごみについては、引き続き発生抑制及び再利用の推進を図るとともに、循環型社会にふさわしい廃棄物処理システムの構築を図る。

エ 消防・防災施設等

常備消防・非常備消防共に、消防車等車両の新規購入や買い替えにより設備を充実する。緊急教育用機材を用いて、消防職員ほか一般対象にも意識啓発とスキルを普及していく。

津波、地震、風水害ほか様々な災害に対応できる町の防災計画を見直し、ハザードマップを修正する。こ

れにより、計画的な避難場所や経路の設定、既存施設の安全性点検及び新たな施設整備・点検を行っていく。

急傾斜崩壊対策事業、砂防事業及び、河川・遊水池浚渫事業等を引き続き計画的にすすめ、防災基盤の整備を強化する。また、自主防災組織や女性消防隊の育成・強化に努め、地域や関係機関と連携した災害応急体制の強化を図る。

オ 公営住宅等

定住促進にも対応できる新たな公営住宅を建設する。

老朽化した公営住宅は、入居者の安全性にかかわるため解体等も含めて検討し、引き続き用途廃止手続きや払い下げについて検討していく。

危険建物の除却等を行う者に対して助成金を交付することにより、危険建物の除却等を推進していく。

カ 交通安全・防犯

主要道路及び生活道路への交通安全施設整備を推進する。合わせて、町ぐるみで交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育・広報を強化する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道施設改良事業 管路更新・送水施設・配水施設・監視システム等更新	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 その他	特定環境保全公共下水道事業 処理場施設・管路施設改築工事・農業集落排水統合	町	
		農業集落排水事業 処理場施設・管路施設改築工事	町	
		漁業集落排水事業 処理場施設・管路施設改築工事	町	
		小型合併処理浄化槽整備事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設整備整備事業 ごみ焼却施設整備・ストックヤード施設整備・ごみ中継施設整備・パッカー車整備	広島中央環境衛生組合	
	(5)消防施設	防災行政無線整備事業・緊急情報速報メール配信体制整備事業	町	
		化学消防ポンプ自動車購入・消防ポンプ自動車購入・資機積載車購入・指揮車購入	東広島市 消防局	
		消防積載車・消防ポンプ自動車購入	町	
		防火水槽設置事業	町	
		高規格緊急自動車・高度救命処置用機材購入	東広島市 消防局	
		消防屯所改修事業	町	
		消防救急デジタル無線整備事業	東広島市 消防局	

(7) 過疎地域特長的発展 特別事業	公共施設等解体事業 老朽化し不要となった町有施設について、安全性・景観上の観点から取り壊す。	町	
	危険物除去促進事業 町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路等の危険防止のため、危険建物の除去について助成を行う。	町	
	公衆無線LAN整備事業 災害時に庁舎等の避難所において、被災者が情報を受発信する際必要となるインターネット接続環境（公衆無線LAN）を構築する。	町	
	過疎地域特長的発展基金 「生活環境の整備」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎去失効後に処分し、事業に充当する。	町	
(8) その他	離島砂防事業（本郷川）	県	
	離島砂防事業（平黒2号川）	県	
	離島砂防事業（東川）	県	
	離島砂防事業（古本1号川）	県	
	離島砂防事業（小原川支川2号）	県	
	離島砂防事業（森ヶ迫川）	県	
	通常砂防事業（下名川）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（光禅寺地区）	町	
	急傾斜地崩壊対策事業（宇浜地区） L=20m 待受擁壁工	町	
	急傾斜地崩壊対策事業（榑崎西地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（尼池地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（長江地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（花條地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（正島地区）	県	
	急傾斜地崩壊対策事業（東郷2号地区）	県	
急傾斜地崩壊対策事業（地藏平地区）	県		
急傾斜地崩壊対策事業（郷谷地区） L=55m 待受工	県		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

町内には、社会福祉法人の運営する認定こども園ひかりえんがある。町内全域の乳幼児を受け入れており、定員は90人。乳幼児保育、延長保育、障害児保育、一時保育などニーズに応じて柔軟に保育サービスを提供するほか、子育て支援センターとしても機能し、子育て支援の拠点となっている。平成17年に木造園舎

から鉄筋コンクリート2階建に改築されたが、児童数は減少傾向にあり、定員数を150人から90人に削減した経緯がある。

学齡児の放課後対策は、町内のすべての小学校で、わくわくスクール（教育委員会所管。放課後こども教室）を開設し、対応している。

経済的支援として、本町独自の施策として「子育て支援手当」を、未就学児童をもつ保護者に支給している。

ひとり親家庭に対し、支援や相談業務を行う母子・父子自立支援員が令和3年4月から不在であり、支援員の人材確保が課題である。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は40%を超え、なお上昇の傾向にある。このうち、要介護者は実数・率ともに増加しており、今後も要介護者の率はその傾向が続くことが見込まれる。高齢者福祉の問題は深刻であり、その内容も、日常生活の悩みや介護に関する事、権利擁護に関する事等、複雑・多様化している。とりわけ、一人暮らしや高齢者のみの世帯を地域でいかに支えていくかは、「この町に住んでよかったと実感できる町づくり」を目指す本町の大きな課題である。

高齢者施設の整備状況は次のとおり。特別養護老人ホーム3、そのいずれにもショートステイ及びデイサービスセンターが併設されている。在宅介護支援センターは、大崎福祉会（サポートおおさき）1、みゆき1となっている。島嶼部としては本町の施設整備状況は充実している。しかし、介護ニーズが高まる一方で、労働力人口が減少し、介護サービスの基盤の安定化と福祉人材の確保が課題である。

一方で、高齢者の自立や在宅福祉・介護の支援する取組について、町・社会福祉協議会・事業者等が連携して取り組んでいる。平成18年4月、地域包括支援センターを社会福祉協議会本所内に開設した。社会福祉士、保健師、介護支援専門員が、総合相談の受付、個々のニーズと実情に合わせた支援事業や制度の紹介と組み立て、長期的な支援体制に取り組んでいる。また、公的サービスによる支援体制の整備とは別に、社会福祉協議会を中心に、小地域での見守り体制を推進している。

ウ 障害者福祉

障害があっても、自分らしくいきいき暮らすための支援を行っている。

心身障がい者共同作業所「大崎ふれあい農園」を前身として、平成18年4月、社会福祉法人大崎福祉会が知的障害者通所授産施設「ふれあい工房」を開設した。以降、本町の障害福祉の拠点として機能している。障害者自立支援法施行により、同年12月、知的・身体・精神の3障害に応じる指定障害福祉サービス事業所へと、県下でもいち早く移行した。同施設では、福祉を地域の起爆剤にという考えのもと、地域に開かれた施設として連携を強化した活動を展開している。その授産活動の内容は、地産地消をコンセプトとしたオリジナルパンの製造、ブルーベリーやかんきつ類を使ったスムージーの製造販売など、本町の新しい産品づくりにも寄与している。

障害者の自立を支援していくには、地域全体で理解し支えていく仕組みづくりが重要と考える。その一環

として大崎上島町自立支援協議会を立ち上げ、月1回の定例会を設けて課題を協議、一人で抱え込まず全体で共有してさまざまな課題の解決に取り組んでいる。

平成21年からは、障害者相談支援事業所「Iらんど（あいらんど）」を開設した（町が法人に委託）。これによって、それまで竹原市に頼っていた障害や障害者に関する相談が、町内で気軽にできる環境が整った。

これらの取組により、埋もれていたニーズが表出し、施設利用者が増大した。施設利用によって、いきいきとした自分らしい生活を組み立てられることが、利用者自身の姿により証明されたことも、施設利用申し込みの増加につながっている。現在では、施設の定員が利用のニーズに追いつかない状況となっている。また、現行の通所施設に加え、グループホーム等、居住施設も整備した。

大崎小学校の施設内に広島県立三原特別支援学校大崎分教室が置かれ、各校内の特別支援学級の取組とは別に、高校卒業までを町内で保障される障害児教育の要となっている。

このほか、腎臓障害者等に対する通院助成を行っている。

エ 保健

疾病や介護等、高齢化の問題は、幼児期からの健康づくりによって予防・軽減できるという考えに立ち、大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画（平成28年度から10年計画）を、地域住民とのワークショップにより策定した。本町では、ここに掲げた目標の実現に向けて健康増進事業を展開していく。「自分に合った健康づくりを見つけ実践していく」計画づくりのプロセスで、参加者自身の意識啓発につながったことが住民参画の成果となった。

各種事業は、保健師・栄養士を中心に、医師・看護師・在宅栄養士・食生活改善推進委員会等が連携して進めている。一層の普及に向けて継続的に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉

情報の氾濫する社会の多様化・複雑化に伴い、子育てや家族の概念・価値観も変化してきている。「大崎上島町次世代育成支援行動計画」及び「大崎上島町子ども子育て支援事業計画」に沿って、民生委員・児童委員の協力を得ながら、専門の相談員による相談の随時受け付けと即時対応に努める。要保護児童対策地域協議会を活用して、子育てに関しても、地域の見守りの必要性を重視し、取り組んでいく。

また、子育て支援手当の支給及び私立認定こども園への運営費支援については、引き続き行う。

イ 高齢者福祉

「大崎上島町老人保健福祉計画・第8期介護保健事業計画」に基づいて推進する。

外出支援サービス事業や配食サービス事業、緊急通報体制等整備事業等、在宅福祉を支援する対策を継続して行う。さらに、令和6年度から、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業によって、KDBシステムのデータベースを活用・分析し、健康寿命の延伸に向けた取組を行う。そして、社会福祉協議会等と連携して、高齢者福祉を、何か起きたときからスタートするのではなく、年をとっても健康でいきいきと暮

らし続けるにはどうすればよいか、何が必要かを、日常的に地域・町ぐるみで考え、支え合いのできる仕組みづくりを行う。そのための小地域見守り体制推進事業は、成果をあげており今後も推進していく。また、公的サービスの対象とならない高齢者の暮らしを支えるボランティア活動推進事業、支えあいネットワーク「かみじまネット」（オール広島ささえあいネット事業：住民創出型生活応援活動参画）を広めていく。

各保健福祉センターは、福祉事業の拠点として設備の更新を行い、今後もその機能を果たしていく。

入所施設においては、快適なケアが受けられるよう職員の育成や施設の整備が行われている。

ウ 障害者福祉

「大崎上島町障害者福祉計画」に基づき、障害児の療育から、社会参加に至るまで、障害者の自立に向けて推進していく。

障害者福祉サービス事業所「ふれあい工房」の定員を上回るニーズを鑑み、第2ふれあい工房を整備した。また、障害者の居住施設としてグループホームを建設したが、ニーズ不足でユニバーサルリビング「オレンジハウス」をグループホーム化した。いずれも運営は大崎福祉会が行う。

相談支援事業所「Iらんど」では、相談支援と合わせ自立生活に向けた支援として料理教室等開催を継続する。

障害者自立支援協議会を核として、障害者福祉を地域社会の課題として取り組んでいく。

エ 保健

平成28年度に策定した大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画は、「いきいき暮らし、つながる元気島おおさきかみじま」を基本理念として、地域や関係機関の役割の認識と実践に向けて、働きかけ、各ライフステージに適した保健活動の推進を行う。令和7年度は、第Ⅱ期計画の最終評価と第Ⅲ期計画を策定する。

病気予防を第1目標に、次に早期発見・治療に結びつける。町民対象の健康診断は引き続き行う。地域から食生活を見直し健康づくりにつなげる食生活改善推進委員会の活動を支援していく。

計画の推進にあたって、保健師・栄養士を中心に関係団体と連携をもち、地域に密着した事業を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	老人福祉センター改修事業	町	
		社会福祉施設整備事業	社会福祉法人 大崎福祉会 ひがしの会	
	(5)障害者福祉施設 障害者支援施設	障害者支援施設改修事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業	乳幼児等医療費助成事業 乳幼児（出生から満6歳に達した最初の3月31日まで）から高校生（満18歳に達した最初の3月31日まで）までの医療費を助成する。	町	

	腎臓障害者通院助成事業 人工透析治療等のための通院費を補助。島内に人工透析治療を行う医療機関はなく、島外での人工透析治療を余儀なくされている。離島であるため、通院者の経済的負担を軽減する。	町	
	外出支援サービス事業 自分で通院することが困難で、家族等の援助が受けられない高齢者や障害者の移送サービスを行う。在宅支援サービスの一つであり、健康で安心して暮らせる地域づくりにつながる。	町	
	配食サービス事業 食事の準備が困難な高齢者や障害者に対して、栄養バランスのとれた配食サービスを提供する。在宅支援サービスの一つであり、健康で安心して暮らせる地域づくりにつながる。	町	
	緊急通報体制等整備事業 ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者世帯に、緊急通報システム機器を設置。緊急時の迅速な救助体制を整備する。受信センターは健康相談にも対応可能であり、日常生活の不安解消にも役立つ。	町	
	認定こども園等運営費補助事業 利用者負担額を抑えるとともに、差額を認定こども園へ運営補助金として補助する。	町	
	過疎地域持続的発展基金 「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎去失効後に処分し、事業に充当する。	町	
(9)その他	木江・東野保健福祉センター整備事業	町	
	ふれあいの館整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

本町の医療施設は10施設（うち歯科5施設）、病床数は内科整形外科合わせて12床である。

診療科は内科・外科・整形外科・歯科に限られている。不足診療のうち、耳鼻咽喉科は、竹原市内の開業医の協力を得て、月2回の診療所を開設している。

全国的にも産科医不足は問題になっているが、本町では、最寄りでも東広島市や三原市まで行かなければ出産できなくなった。理由としては、県立安芸津病院の産科廃止、竹原市の産婦人科医院の出産診療中止が挙げられるが、町内のみならず近隣市に至るまで、産科・小児科の不足は、安心して生み育てられる環境を困難にしている。このほか外科手術を伴う等重篤な症例に関しては、島内では対処できない。

このため、住民の多くは町外の医療機関に通院しているが、その時間的・経済的・身体的負担は大きく、高齢化が進むにつれて本人・家族共に深刻な問題となっている。とりわけ人工透析患者にとって週3回の通院は相当な負担となっている。本町では、人工透析が必要な腎臓機能障害者等を対象に通院費を助成する制度を設けている。また、町外の産科を受診する妊婦についても、定期健診等の交通費を補助する制度を実施

している。

イ 救急医療

大崎上島消防署は、救急患者輸送自動車をも2台、患者輸送艇を1艇常備している。同署は、竹原広域行政組合解散に先駆け、平成21年4月に東広島市消防局の広域連携の傘下に置かれることとなった。

本町の救急医療体制は、第1次救急として町内医院へ搬送、さらに第2次救急病院へ搬送する場合は、盛谷港から海路により救急艇で竹原港もしくは安芸津港まで搬送し、港に待機した東広島市消防局の救急車で救急病院へ送られる。

この際、初期診療をした医師が特に緊急を要する重篤な患者であると認めるときは、広島県の防災ヘリの出動を要請し、呉市又は広島市の第3次救急病院へ搬送することとなっている。

このため、本町では広島県と救急患者輸送に関する提携を結んでいる。

2次救急病院への搬送について、従来の救急艇老朽化に伴い、より高規格な患者輸送艇を新造した。救急車ごと乗れるフェリーも検討したが、速度が救急艇に劣ること、また長時間救急車が不在となり、その間の町内の救急体制に不安があること等から救急艇を選択した。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症患者対応の患者輸送車を新たに常備した。

(2) その対策

ア 医療施設

本町の不足診療科目のうち、特に要望が強く患者数の多い眼科の診療所の開設を実現させる。耳鼻咽喉科の例にならい、月2回程度の出張診療が可能な医師を確保し、診療所の早期開設を目指す。そのため、医師会、医師、保健医療担当課との緊密な連携が必要である。

人工透析についても町内の診療所開設を目標とするが、現実には諸般の事情で早期の実現は困難なことから、当面は従来どおり通院費助成制度を継続していく。また、安心して産める環境づくりのため、県立安芸津病院の産婦人科復活について、関係機関へ働きかけていく。

イ 救急医療

本町の救急医療体制は、島嶼部としては一定のレベルにある。しかしながら、地域住民の要望や期待も増している昨今、今後とも、救急体制の広域連携を密にし、防災ヘリの有効活用も含めて、より迅速かつ安全・確実に患者輸送ができるよう努める。

生野島に常駐の患者輸送車については、老朽化が著しいことから更新し、さらに高規格仕様なものとする。救急隊員の一層の資質向上についても努めていく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所 患者輸送車(艇)	眼科診療所の開設事業	町	
		患者輸送自動車更新事業 現行の患者輸送車の老朽化が著しいことから廃車にし、新たに購入する。	町	
		救急患者輸送艇整備事業 患者輸送艇内及び器具材、備品を更新する。	町	
	(3)過疎地域持続的発展 特別事業	過疎地域持続的発展基金 「医療の確保」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校教育施設は、幼稚園1(町立3年教育)、認定こども園1(社会福祉法人)、小学校3(町立)、中学校1(町立)、高校1(県立)、中高一貫校1(県立)、高専1(独立行政法人)である。

(人数は令和3年4月1日現在)

区分	幼稚園		認定こども園		小学校		中学校		高校		中高一貫校		高専	
	園数	園児数	園数	園児数 (3歳~5歳クラス)	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
東野地区					1	47								
大崎地区			1	73	1	121	1	106	1	89	1	79	1	698
木江地区	1	21			1	33								
合計	1	21	1	73	3	201	1	106	1	89	1	79	1	698

平成20年4月、小学校2校(中野・西野)が統合して大崎小学校となった。次いで平成21年には中学校3校(大崎・東野・木江)が大崎上島中学校として新設された。児童の減少は続き、町内の小学校3校のうち2校は複式学級を導入している。平成31年には県立中高一貫校が町内で新設された。町で唯一の県立高等学校も、例年入学者の確保に苦慮しているところである。こうした中、児童・生徒の基礎学力の向上を図るとともに「大崎上島学」を軸に幼稚園、小・中学校、さらに高校の発達段階に応じた系統的な教育を行っていくことが課題であり、町内の教育機関が互いに連携していくことが重要である。

学校施設の老朽化による改修や新設は順次進めているが、今後も継続して取り組む必要がある。

イ 社会教育及び生涯スポーツ

本町の社会教育の振興担当は、教育課社会教育係が担っている。社会教育係は、大崎上島文化センター内の図書室及びホール神峰の運営のほか、文化協会等の事務局も担当し、社会教育及び生涯学習等多岐にわたって事業を展開している。このほか各地区の公民館では、文化・芸能・健康づくり等教室が開催され、生涯学習と地域住民の交流の場となると共に長期的には介護予防の一助になっている。課題としては、高齢化によるクラブ員の減少で運営が困難になるケースが見られること、一部を除いて若年層への参加の拡大が乏しいことが挙げられる。

一方、社会体育は、老若男女を問わず各種スポーツが盛んである。指導者に恵まれていることも、振興の要因と見られる。グラウンドや体育館は野球・サッカー・バレーボール・テニス・卓球等で、毎日のように活用されている。また、新たなスポーツ振興を目的に、公認グラウンド・ゴルフ場シーパーク大串が整備され、グラウンド・ゴルフの振興は著しいものがある。各施設の照明施設のLED化に係る経費及び老朽化に伴う修繕費の増等、維持管理費の増大が課題となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

児童数減少は継続的な課題であるが、本町で学び、育っていく子ども達がふるさとを愛し、誇りを持って次代の担い手としてたくましく成長できるよう「大崎上島学」を含む「大崎上島町教育推進プラン」を推進している。

幼児教育・保育については、子ども子育て支援計画に基づき、就学前教育の充実を図っていく。

町内の教育機関の関係者が一同に介して教育の島構想の推進、教育交流の提案・調整を、交流施設の検討などを行う協議会の設立により、町内の各教育機関の一体的な連携や新たな教育交流の検討が可能となる。協議会を通じて、プロジェクト学習やアクティブラーニングと言われる新しい教育について積極的な議論をしていき、新しい教育交流コンテンツを創出していく。

学校教育施設の老朽化に伴う改修及び町内給食調理施設の整備を行う。

イ 社会教育及び生涯スポーツ

町民が自らの意思によって学ぶ生涯学習を支援するという立場で、施設の開放、「大崎上島学（地元を学ぶ）」を基底とした講座や催しの開催に努める。文化祭等、発表の機会を有効に利用して意欲の増進に働きかけるとともに、新規入会のきっかけづくりとする。

社会体育では、スポーツ推進委員や体育協会と連携して生涯楽しめるニュースポーツの紹介と普及に努める。他の機関との情報共有を高め、連携によって地域課題の解決に資する。

大崎上島文化センター等の拠点施設や、その他町内の各施設の適正な使用と維持管理・運営に努めるとともに、グラウンド・ゴルフ場や学習交流センター等、新たな施設に関しては、町外利用者との地域間交流の

場としての活用も促進していく。また、屋内運動場等、耐震性に問題のある施設については、解体・撤去し、緊急時の避難施設と併用できる新たな施設として整備し、地域の安全とともに、社会教育施設として整備を行う。

今後、各施設の利用状況、将来予測に基づいた、各施設の再編計画が必要である。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	東野小学校改修工事 校舎・体育館改修・グラウンド整備・照明施設改修	町	
		大崎小学校改修工事 校舎・体育館改修・グラウンド整備・照明施設改修	町	
		木江小学校改修工事 校舎・体育館改修・グラウンド整備・照明施設改修	町	
		大崎上島中学校改修工事 校舎・体育館改修・グラウンド整備・照明施設改修	町	
		学校給食施設改修事業 東野共同調理場、木江共同調理場、大崎学校給食センター改修・備品購入	町	
		教員住宅整備事業	町	
		(2) 幼稚園	大崎上島幼稚園改修事業	町
	(3) 集会施設、体育施設等	大崎上島町学習交流センター改修事業	町	
		大崎上島文化センター改修事業	町	
		大崎上島開発総合センター改修事業	町	
		集会施設整備事業 町内集会施設の整備事業	町	
		社会体育施設整備事業 木江屋内運動場駐車場LED照明設置工事 東野スポーツ広場テニスコート照明LED化改修工事 大崎武道館照明LED化改修工事 おおさきオレンジプール改修工事	町	
		町内施設遊具更新事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	遠距離通学費補助事業 大崎上島中学校（平成21年4月統合）及び東野小学校の遠距離通学児童・生徒に路線バス通学費を補助する。通学時間の短縮及び安全で安心な通学並びに保護者の経済的負担を軽減する。通学による地域格差の解消が見込まれる。	町	
		スクールバス業務委託事業 町内の小学校（大崎小・木江小）・幼稚園に遠距離通学・通園する児童・園児を、スクールバスにより送迎する。いずれも学校や園の統合を機に事業実施。遠距離通学児の安心と安全確保し、保護者の経済的負担を軽減。学校と学区地域一体感醸成の一助となる。	町	
		教育の島創造事業 教育の島創造協議会の運営、教育の島創造コーディネーター設置、教育の島推進構想に係る各種教育プログラム策定を実施し、新しい教育交流コンテンツを創出していく。	町	
		学校教育情報化コーディネーター設置事業 GIGAスクール構想により整備された機器等を活用した学校教育を調整するため、情報化コーディネーターを設置し、ICT機器を活用した教職員のスキル向上、児童及び	町	

		生徒への高度な情報教育の提供が見込まれる。		
		過疎地域持続的発展基金 「教育の振興」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、旧3町の地域性を配慮し集落構成をそのまま継承している。

令和3年4月末の最小規模区は9世帯14人（生野島区）、最大規模区388世帯792人（向山区）であり、小規模な地区では集落組織の弱体化と機能低下により、共同体としての集落維持が困難になりつつある。これらの地域の課題を解決するためにコミュニティが果たす役割が重要となり、町民と行政が目的と課題を共有して協働のまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

各集落の自治の拠点としての地域集会所の改修を順次実施し、自治機能の活性化を支援する。

課題となる地域について、周辺の区と協議しながら再編を検討していくとともに、定住促進住宅の整備により定住対策を行う。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	定住促進住宅用分譲地整備事業 大崎地区・東野地区・木江地区に分譲地の整備を行い定住促進につなげる。	町	再掲
		定住促進住宅整備事業 定住促進住宅用地の整備及び建設	町	再掲
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金 「集落の整備」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化振興施設

大崎上島文化センター（平成14年4月開設）は、生涯学習・社会教育の拠点として活用され、町の文化振興に寄与している。366席のホール神峰では、年間を通して町やその他機関等が主催する講演会やシンポジウムが開催されるとともに文化芸能団体の発表会やコンサートの開催のほか、NPO等民間団体にも利用され、近隣の同等施設と比しても稼働率が高い。しかしながら、財政事情により、イベント実行委員会は解散し、文化芸術のイベントがほとんど開催できない状況である。また、併設の情報プラザ・エルは、蔵書数44,775冊（令和3年3月末）、町の図書室として毎日多数の利用があるが、蔵書の確保についても厳しくなることが予想される。

このほか、東野文化センター、大崎上島開発総合センター、木江公民館では、大崎上島町文化協会が主体となり、公民館活動が盛んである。生涯学習と交流の場づくりに役立っているものの、高齢化によるクラブ員の減少等で資金面も含め運営が困難になるケースも出ており、一部を除いては若い世代への広がりには乏しい。各地域の集会所も、文化活動の場として利用されている。

町の歴史資料館として、『海と島の歴史資料館』（東野地区）と『ふれあい郷土資料館（通称：船の資料館）』（木江地区）があり、観光スポットとしても位置づけられている。両施設とも民間事業者と指定管理契約を締結し、民間のノウハウを活用した運営にも取り組みを進めている。

イ 地域文化の振興

各地域で、伝統的な祭りや季節の行事（とんど、盆踊りなど）が継承されている。高齢化や若年層の不足により維持が困難になりつつあるところも見られるが、自分たちで伝統文化を継承して行こうという住民の自主活動による活性化の試みが見られる地域もある。

東野地区の住吉祭、木江地区の十七夜祭に付随する權伝馬競漕は、島独自の文化として、次世代への継承する取組と、他地域へ「大崎上島」をアピール・発信して行こうという動きが近年目覚ましい。

大望月邸（海と島の歴史資料館）をはじめ、木江の古い町並み、各地に散在する社寺仏閣等の文化財の保存は引き続き行っていくとともに、観光資産としての整備・活用の課題は残っている。

(2) その対策

ア 地域文化振興施設

大崎上島文化センター、海と島の歴史資料館、ふれあい郷土資料館等を核として、他機関との連携による利用促進策を講じる。質・量ともに充実したイベントや催しを行う。また、同拠点施設において運営上必要不可欠な修繕等については、計画的に実施する。NPO等民間団体にもこれらを活用した広域対象のシンポジウムの開催などを呼びかける。

公民館や集会所は、これまでどおり文化・交流活動として活用する。

イ 地域文化の振興

地域芸能・文化の継承は、若年層の不足と高齢化による指導者不足により、年々困難になっている。現状では、地域の文化は地域が守り継ぐというスタンスで維持されているところであるが、町の資産と位置づけで守り伝えるべき有形・無形文化資産は、保護と継承に向けての施策が必要となる。

併せて、地域の催しや行事を地域住民が「共に楽しみ、共に担う」というコミュニティの精神を啓発・醸成していく必要がある。それがすなわち人材づくりであり、地域づくりにつながる。

地域の伝統文化を長く後世に残すことを目的に、近代から現代にかけての大崎上島町史の編さん作業に着手する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	②過疎地域持続的発展特別事業	町史編さん事業 旧町ごとに存在する郷土史や歴史資料などを収集整理し、大崎上島町新町発足後、初の統一化した町史を編さんする。	町	
		過疎地域持続的発展基金 「地域文化の振興等」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

我が国のエネルギー政策は、平成23年の東日本大震災によって大きな転換を余儀なくされた。エネルギーの安定供給を達成するためには、再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化が必須である。このため、平成24年より再生可能エネルギーの固定買取制度が開始され、平成26年2月までに638.1万キロワットの設備が運転を開始している。一方で、無駄なエネルギー利用をなくしていくための政策も推進されている。こうした政策の転換及び新たなエネルギー技術の開発により、我が国のエネルギー生産と利用は大きく変わりつつある。

本町の大串干拓地では、平成27年に約1万キロワットの大規模太陽光発電所（メガソーラー）を設置、運転を開始しており、計画通りの発電量の確保などが課題となっている。

メガソーラーの設置は、きれいな河川・海とともに、太陽が降り注ぐ島のイメージアップにつながるものである。公共交通への電気自動車の導入など、エネルギーの革新も含め、新エネルギーの町として、施策展開とPRを行う。

中国電力（株）大崎発電所は休止中であるが、二酸化炭素を資源と捉えて活用するカーボンリサイクル技術の実証実験が、同地を拠点として推進されることから、先般の「カーボンリサイクル国際会議2020」においてこの取組を含め本町が世界に紹介され、この成果を世界も注目している。

(2) その対策

本町では、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ（※1）を目指すことを令和3年3月25日に宣言した。「ゼロカーボンシティ」実現のために、町民、町内事業者と連携・協力し、省エネルギーなどの環境配慮の取組を推進していく計画である。本年度中に行動計画をまとめるなどし、地域全体で機運を盛り上げていく。計画には具体的な取組として、公用車への電気自動車導入や、災害時の電源として太陽光発電を活用した蓄電池の設置等を盛り込む予定である。

そのことから、本町では低炭素化（※2）、省エネ化を重点課題として位置づけ、主な施策として、メガソーラー発電施設などを通じた、再生可能エネルギーについての啓発や、再生可能エネルギーの普及促進として、太陽光発電住宅補助と、公共施設への太陽光発電システム導入、化石燃料の新たな活用を目指す取組など、新エネルギー開発への協力を行う。また、急速充電施設を整備し、町内の電気自動車利用の利便性を向上させる。現状の観光目的利用に加え、高齢者向け利用の可能性についても検討する。

※1ゼロカーボンシティ：脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと

※2低炭素化：地球温暖化緩和を目的に、二酸化炭素の排出を抑えること

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電設備設置工事 大崎上島町役場本庁舎・各支所、集会施設、産業会館への太陽光発電設備の設置	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域持続的発展基金 「再生可能エネルギー利用の促進」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

大崎上島町は、旧3町の対等な統合により新設された町である。平成15年の合併以降、旧町の地域性に応じた振興を図ってきた。従来の地域性を活かしつつ、均衡の取れた発展を促し、全体が向上することを目指してきた。

第2次長期総合計画では、4つのゾーン（教育・情報ゾーン、商業・交流ゾーン、緑の環境保全ゾーン、観光・体験ゾーン）を定めて、地域づくりを推進してきた。併せて、地区活動の育成や推進、新町の各種計画づくりへの住民参画を促すなど、共に大崎上島町を創り上げていくのだという住民の意識と行動力の養成に努めてきた。また、人材育成事業「ふるさとづくり事業補助金交付事業」は、住民の創意工夫による主体的な地域づくりを支援するもので、申請する事業の質も向上してきている。

安全・安心な住みよいまちづくりを目指して、拠点整備は一定程度の成果が見られる。しかし、人口の減少には歯止めがかからず、躍進的な経済発展の目途は立っていない。それぞれの拠点のありかたについては、効率化や合理化をすすめつつ、住民サービスの維持・向上を目指していく。

(2) その対策

拠点地域とゾーニングによる振興計画は継続していく。

過疎地域では、とりわけ地域の自治機能が住民の生活に及ぼす影響が大きい。様々な地域活動を促進して区の自治機能を活発化する。また、誰もが安心して暮らすための基本条件である人権の保障された地域づくりのため、人権教育・啓発推進計画を策定する。

過疎地域持続的発展基金については、その年度ごとに限度額を全額積み立てることとし、過疎対策事業債の償還終了後に取り崩し、過疎対策事業に充当していく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地区活動育成助成事業 行政区の活動を補助。行政と住民とのパイプ役を果たす自治会の活動維持、推進支援が、安心・安全な地域づくりと地域の活力再生には不可欠である。地域防災力、地域福祉力、地域教育力等の向上にもつながる。	町	
		過疎地域持続的発展基金 地区活動育成助成事業などの地域の持続的発展に関し必要な事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本事業計画においては、基本方針及び公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら推進していく。

事業計画（令和3年度～7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

過疎地域 持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来的に及ぶ説明等)
1 移住・定住 ・地域間交 流の促進、 人材育成	U・Iターン者就労 支援事業	定住促進と一次産業の担い手育成を 図り移住・定住を促進する。農業・漁 業・産業に区分して支援する。	町	本事業は、定住促進と一次産業の担い手育 成を図り移住・定住を促進するものであり、 その事業効果は将来に持続的に及ぶもので ある。
	過疎地域持続的発展 基金	「移住定住及び地域間交流の促進、 人材育成」事業に充てる財源とし、基 金は必要に応じて計画期間中又は過疎 法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「移住定住及び地域間交流の促進、人材育 成」事業に充てる財源として基金積立するこ とで、地域社会の活性化を図るものであり、 事業効果は将来に持続的に及びものである。
2 産業の振興	海洋牧場推進補助事 業	マダイの海上沖合ブイを活用し、沖 浦漁港沖合にマダイをはじめとした魚 種が定着するよう事業を実施する。	漁協	本事業は、沖浦漁港沖合にマダイをはじめ とした魚種を定着させる事業であり、その事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	漁船保険加入促進事 業	漁協組合員が加入している漁船保険 の掛金を補助し、漁家の経営安定を図 る。	漁協	本事業は、漁家の経営安定を図る事業であ り、その事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
	幼稚魚放流事業	漁協が実施するヒラメ、カサゴ、マ コガレイ等の放流事業に対する事業費 補助を行い、漁家の所得安定を図る。	漁協	本事業は、漁家の所得安定を図る事業であ り、その事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。
	体験型修学旅行誘致 事業	都市部の中学生及び高校生をターゲ ットに、民泊や地域資源を生かした体 験型修学旅行を誘致する、大崎上島海 生体験交流協議会へ助成する。	町	本事業は、都市部の中学生及び高校生をター ゲットに、民泊や地域資源を生かした体験 型修学旅行を誘致し、交流人口の増加等を促 進させるものであり、その事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。
	農業振興協議会支援 事業	協議会（農業者団体・農業委員会・ 町議会・農協・学識経験者・県・町で 構成された団体）の活動を補助。大崎 上島地域の農業振興を目指して、研究 会や協議会の開催、調査を行うととも に、継続的な関係者間の連携・共同体制 強化に寄与する。	町	本事業は、大崎上島地域の農業振興を目指 して、研究会や協議会の開催、調査を行うと ともに、継続的な関係者間の連携・共同体制 強化に寄与する事業であり、その事業効果は 将来に持続的に及ぶものである。
	豊竹東水産振興協議 会支援事業	協議会（大崎上島町・竹原市・東広 島市・大崎内浦漁協・大崎上島漁協・ 安芸津漁協・早田原漁協・芸南漁協・ 県漁業振興基金・県栽培漁業協会）の 実施する種苗生産事業及び中間育成事 業を補助。水産資源、漁獲量を確保す るため、芸南海域の関係者が一体とな って水産振興を図る。メバルの他、地 先定着型の魚種育成・放流を検討、協議 する。	町	本事業は、水産資源、漁獲量を確保するた め、芸南海域の関係者が一体となって水産振 興を図る事業であり、その事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。

	水産振興協議会支援事業	町内2漁協の調査研究・視察研修活動を補助。島の現状と海洋資源を再認識し、先進地に学び、2漁協共同で町の新たな水産漁業の振興・発展につなげていく。	町	本事業は、島の現状と海洋資源を再認識し、先進地に学び、2漁協共同で町の新たな水産漁業の振興・発展につなげていく事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	有害鳥獣被害防止事業	有害鳥獣被害防止事業補助金と、イノシシ等捕獲報奨金を支給。イノシシ等の被害拡大に対応するもので、農地保全と生産者の意欲低下防止のため絶滅に向けて継承の必要がある。わな免許取得者の育成・確保が課題。	町	本事業は、イノシシ等の被害拡大化に対応するもので、農地保全と生産者の意欲低下を防ぐための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	過疎地域持続的発展基金	「産業の振興」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「産業の振興」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に資するものである。
3	地域における情報化	「地域における情報化」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「地域における情報化」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4	交通施設の整備、交通手段の確保	地域公共交通活性化・再生事業	町	大崎上島町地域公共交通網形成計画の策定と実証。陸上と海上交通の相互連携により、高齢者にも配慮した住民生活の利便性向上が必要。島内移動、島外・島内との連絡が充実した交通体系の構築により、公共交通機関の利用拡大と事業の持続性向上が図られる。
	定期航路運行事業 高速船運航事業	町内5港を経由する「竹原～大長」航路（1日7便）の維持のため、運行事業者への助成。同航路は、高齢化の進行する離島住民の生活手段であるため、交通協議会等で協議し、官民連携により航路の確保と継続を図る。	町	本事業は、高齢化の進行する離島住民の生活手段である航路の確保と継続を図る内容となっており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	定期航路運航事業 今治～木江・大三島航路フェリー運航事業	木江港から宗方港・宮浦港に寄港し、今治港までの航路（フェリー4便、高速艇3便）を維持するため、運航事業者へ助成。（第3セクター、今治市3/4・大崎上島町1/4）住民の生活航路であり、主要産業である造船業の振興に不可欠な資材等の流通経路でもあるため、航路維持が必要である。	町	本事業は、住民の生活航路及び造船業（主要産業）の振興に不可欠な資材等の流通経路となっている航路の維持を図るものであり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	生活交通路線維持確保事業 交通空白地域運行バス事業	コミュニティバス（おと姫バス）運行。（1日15便）路線バスの空白地帯及び空白時間帯を補う、公共交通サービスとして定着。高齢化の進行にともない、今後更に利用増が見込まれる。利便性向上とコスト増とのバランスが課題。	町	本事業は、コミュニティバスを路線バスの空白地帯及び空白時間帯を補う、公共交通サービスとして定着させるための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	生活交通路線維持確保事業 過疎バス運行事業	運行事業者への過疎バス運行補助。 (1日8便)第1種生活交通路線バスとして、利便性の追求と利用促進の必要がある。交通協議会等で協議し、おと姫バスや海上交通との連絡を含め、町の一体的な公共交通体系の整備を図る。	町	本事業は、生活交通路線バスの利便性向上及び利用促進を行い、町の一体的な公共交通体系の整備を図るものであり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	過疎地域持続的発展基金	「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
5 生活環境の整備	公共施設等解体事業	老朽化し不要となった町有施設について、安全性・景観上の観点から取り壊す。	町	本事業は、町民の安全性の向上及び景観の整備を図るものであり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	危険建物除去促進事業	町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路等の危険防止のため、危険建物の除去について助成を行う。	町	本事業は、町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路等の危険防止を図る事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	公共無線LAN整備事業	災害時に庁舎等の避難所において、被災者が情報を発信する際に必要となるインターネット接続環境(公衆無線LAN)を構築する。	町	本事業は、災害時の避難所において、被災者が情報を発信する際に必要となるインターネット環境を整備する事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	過疎地域持続的発展基金	「生活環境の整備」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「生活環境の整備」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	乳幼児等医療費助成事業	乳幼児(出生から満6歳に達した最初の3月31日まで)から高校生(満18歳に達した最初の3月31日まで)までの医療費を助成する。	町	本事業は、子育て世帯の医療費を助成することで経済的負担を軽減するとともに、早期の適正医療による健やかな成長発達に寄与することができる事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	腎臓障害者通院助成事業	人工透析治療等のための通院費を補助。島内に人工透析治療を行う医療機関はなく、島外での人工透析治療を余儀なくされている。離島であるため、通院者の経済的負担を軽減する。	町	本事業は、島外へ通院する者の経済的負担を軽減する事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	外出支援サービス事業	自分で通院することが困難で、家族等の援助が受けられない高齢者や障害者の移送サービスを行う。在宅支援サービスの一つであり、健康で安心して暮らせる地域づくりにつながる。	町	本事業は、家族等の援助が受けられない高齢者や障害者の移送サービスを提供し、健康で安心して暮らせる地域づくりを促進させるための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	配食サービス事業	食事の準備が困難な高齢者や障害者に対して、栄養バランスのとれた配食サービスを提供する。在宅支援サービスの一つであり、健康で安心して暮らせる地域づくりにつながる。	町	本事業は、食事の準備が困難な高齢者や障害者に対して、栄養バランスのとれた配食サービスを提供し、健康で安心して暮らせる地域づくりを促進させるための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者世帯に、緊急通報システム機器を設置。緊急時の迅速な救助体制を整備する。受信センターは健康相談にも対応可能であり、日常生活の不安解消にも役立つ。	町	本事業は、ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者世帯に対し、緊急時の迅速な救助体制を整備させる事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	認定こども園等運営費補助事業	利用者負担額を抑えるとともに、差額を認定こども園へ運営費補助金として補助する。	町	本事業は、認定こども園利用者の経済的負担を抑え、また同園の維持を目的とした事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	過疎地域持続的発展基金	「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
7	医療の確保	過疎地域持続的発展基金	町	「医療の確保」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
8	教育の振興	遠距離通学費補助事業	町	大崎上島中学校（平成21年4月統合）及び東野小学校の遠距離通学児童・生徒に路線バス通学費を補助。通学時間の短縮及び安全で安心な通学並びに保護者の経済的負担を軽減する。通学による地域格差の解消が見込まれる。
	スクールバス業務委託事業	町内の小学校（大崎小・木江小）・幼稚園に遠距離通学・通園する児童・園児を、スクールバスにより送迎する。いずれも学校や園の統合を機に事業実施。遠距離通学児の安心と安全確保し、保護者の経済的負担を軽減。学校と学区地域一体感醸成の一助となる。	町	本事業は、通学時間の短縮及び安全で安心な通学並びに保護者の経済的負担を軽減させることによる地域格差の解消を目的とした事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	教育の島創造事業	教育の島創造協議会の運営、教育の島創造コーディネーター設置、教育の島推進構想に係る各種教育プログラム策定を実施し、新しい教育交流コンテンツを創出していく。	町	本事業は、本町の将来に向けて重点的に取り組んでいく施策の「教育の島プロジェクト」を推進させるための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	学校教育情報化コーディネーター設置事業	GIGA スクール構想により整備された機器等を活用した学校教育を調整するため、情報化コーディネーターを設置する。	町	本事業の実施により、ICT機器を活用した教職員のスキル向上や児童及び生徒へ高度な情報教育を提供することができ、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	過疎地域持続的発展基金	「教育の振興」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「教育の振興」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

9	集落の整備	過疎地域持続的発展基金	「集落の整備」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「集落の整備」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10	地域文化の振興等	町史編さん事業	旧町ごとに存在する郷土史や歴史資料などを収集整理し、大崎上島町新町発足後、初の統一化した町史を編さんする。	町	本事業は、町の文化財や地域の伝統行事・風習などの保護のため、調査・収集・研究を進め、貴重な文化財など地域文化の保存と継承に努めるものである。事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展基金	「地域文化の振興等」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「地域文化の振興等」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11	再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域持続的発展基金	「再生可能エネルギーの利用の促進」事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	「再生可能エネルギーの利用の促進」事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	地区活動育成助成事業	行政区の活動を補助。行政と住民とのパイプ役を果たす自治会の活動維持、推進支援が、安心・安全な地域づくりと地域の活力再生には不可欠である。地域防災力、地域福祉力、地域教育力等の向上にもつながる。	町	本事業は、自治会の活動維持、推進支援を行い、本町の地域防災力、地域福祉力、地域教育力等の向上させるための事業であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		過疎地域持続的発展基金	地区活動育成助成事業などの地域の持続的発展に関し必要な事業に充てる財源とし、基金は必要に応じて計画期間中又は過疎法失効後に処分し、事業に充当する。	町	地区活動育成助成事業などの地域の持続的発展に関し必要な事業に充てる財源として基金積立することで、地域社会の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。